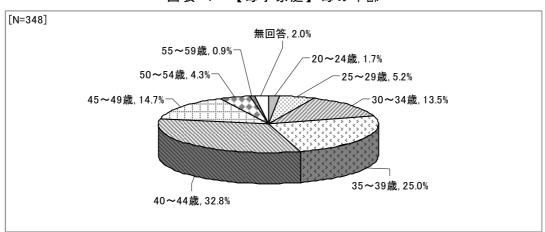
第2章 ひとり親家庭等をとりまく現状と課題

1. ひとり親家庭等をとりまく現状

母子家庭の現状やニーズを、「箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査/箕面市」(平成 20 年度)において、父子家庭の現状やニーズを「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査/大阪府」(平成 20 年度)において聞いたところ、以下のような結果となりました。

(1)回答者の属性

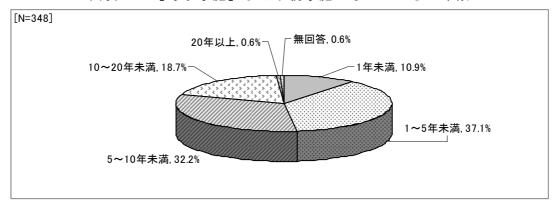
母子家庭の母の年齢は、割合の高い順に、「40~44歳」(32.8%)、「35~39歳」(25.0%) となっており、あわせると約6割の母親が30代後半~40代前半となっています。



図表 1 【母子家庭】母の年齢

出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

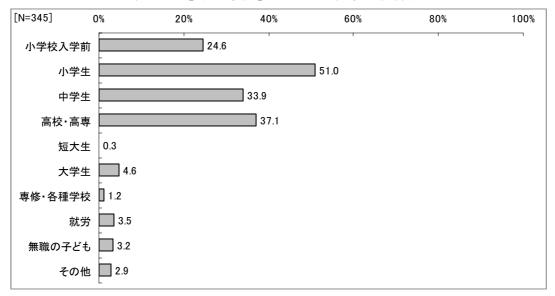
母子家庭になってからの年数は、割合の高い順に、「1~5 年未満」(37.1%)、「5~10 年未満」(32.2%)となっています。



図表 2 【母子家庭】ひとり親家庭になってからの年数

出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の子どもの就学・就労状況をみると、「小学生」(51.0%)の割合が最も高く、約 半数を占めています。次いで、「高校・高専」(37.1%)が約4割、「中学生」(33.9%)が 約3割となっています。

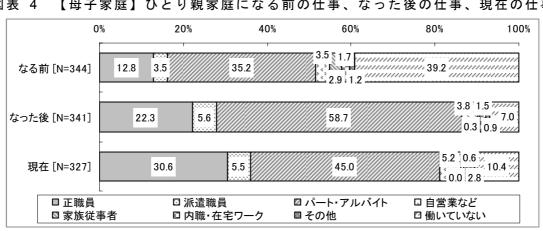


図表 3 【母子家庭】子どもの就学・就労状況

出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

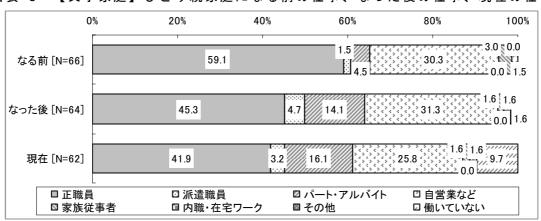
(2)仕事と収入の状況

ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事をみると、母子家庭では、なる前 は、「働いていない」の割合が最も高く39.2%、ついで「パート・アルバイト」の割合が高く 35.2%となっています。なった後では、全体的に働いている人の割合が高くなり、「パート・ アルバイト」(58.7%)、「正職員」(22.3%)の順に高い割合となっています。現在では、 「パート・アルバイト」の割合が低くなり 45.0%、「正職員」の割合が高くなり 30.6%となっ ています。ひとり親家庭になったことで、働かなくてはいけなくなり、また、生活を安定させる ためには、非正規雇用よりも正規雇用が望ましいということが背景にあるといえます。



図表 4 【母子家庭】ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事

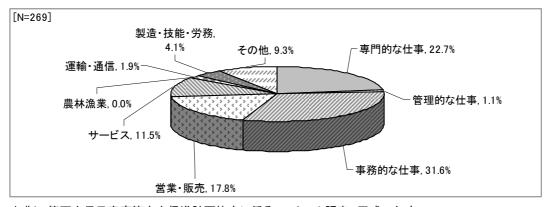
一方、父子家庭では、なる前、なった後、現在ともに、「正職員」、「自営業など」の順に高い割合となっているものの、なる前からなった後、現在になるにつれ、その割合は低くなっています。一方で、「パート・アルバイト」の割合が高くなり、なる前では 4.5%だったのが、なった後では 14.1%、現在では 16.1%となっています。また、現在では「働いていない」の割合が、なる前、なった後よりも高く 9.7%となっています。母子家庭とは異なり、ひとり親家庭になったことで、仕事と子育てを両立するために、正規雇用から非正規雇用、もしくは退職するという選択をせざるを得ないという状況が推察されます。



図表 5 【父子家庭】ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事

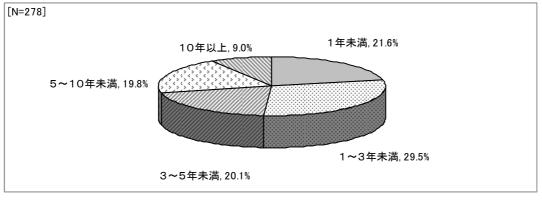
出典) 第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の現在の職種をみると、「事務的な仕事」(31.6%)、「専門的な仕事」(22.7%)、「営業・販売」(17.8%)の順に高い割合となっています。



図表 6 【母子家庭】現在の職種

母子家庭の現在の仕事の勤続年数をみると、「1~3年未満」(29.5%)、「1年未満」(21.6%)の順に高い割合となっており、約半数が3年未満と年数が浅くなっています。ひとり親家庭になったことで、それまで働いていなかった人が職についたことが影響していると考えられます。

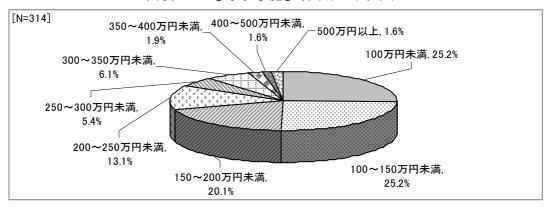


図表 7 【母子家庭】現在の仕事の勤続年数

出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の総収入(年収)は、「100万円未満」、「100~150万未満」(いずれも25.2%)の割合が最も高く、次いで、「150~200万円未満」(20.1%)の割合が高くなっています。これらをあわせると、約7割の人の総収入が200万円未満になっていることが分かります。

年間の平均収入を、全世帯と母子家庭、父子家庭で比較すると、「平成 18 年度全国母子家庭等調査/厚生労働省」(平成 18 年度)によれば、母子家庭 213 万円は全世帯 564 万円の半分以下となっています。また、父子家庭は 421 万円と母子家庭よりは高いものの、全世帯に比べると低くなっており、経済的な安定は母子家庭・父子家庭、共通する課題といえます。



図表 8 【母子家庭】総収入(年収)

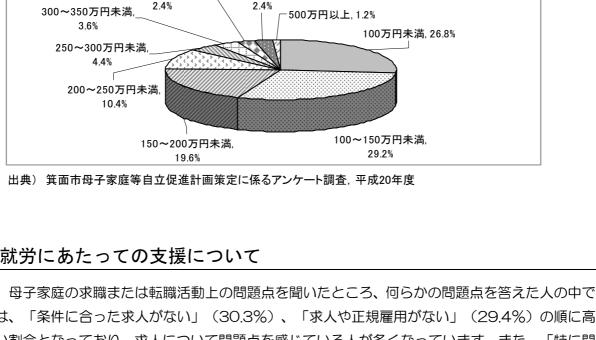
出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

図表 9 全世帯・母子家庭・父子家庭の平均年間収入の比較

全世帯	母子家庭	父子家庭
564 万円	213 万円	421 万円

出典) 全国母子家庭等調查/厚生労働省, 平成18年度

母子家庭の就労収入(年収)は、「100~150 万円未満」(29.2%)、「100 万円未満」 (26.8%)、「150~200 万円未満」(19.6%)の順に高い割合となっています。これらを あわせると、約7.5割の人の就労収入が200万円未満になっていることが分かります。先ほど の総収入と合わせてみると、収入の大半は就労によるものであり、生活の安定のためには、より 高い就労収入が確保できる職を見いだす必要があるといえます。



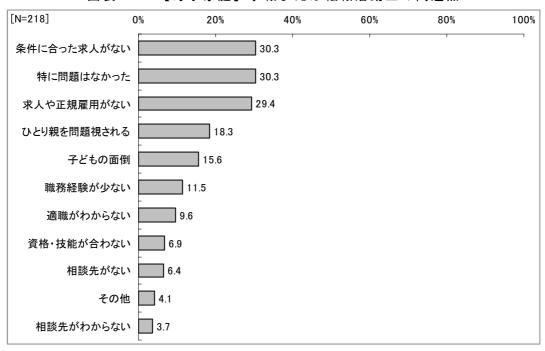
図表 10 【母子家庭】就労収入(年収)

350~400万円未満,_400~500万円未満,

(3) 就労にあたっての支援について

[N=250]

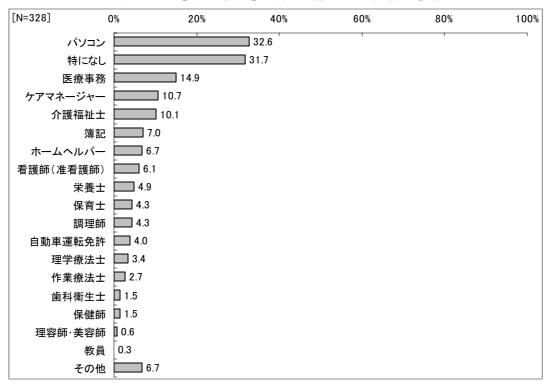
は、「条件に合った求人がない」(30.3%)、「求人や正規雇用がない」(29.4%)の順に高 い割合となっており、求人について問題点を感じている人が多くなっています。また、「特に問 題はなかった」という人も多く30.3%となっています。



図表 11 【母子家庭】求職または転職活動上の問題点

出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

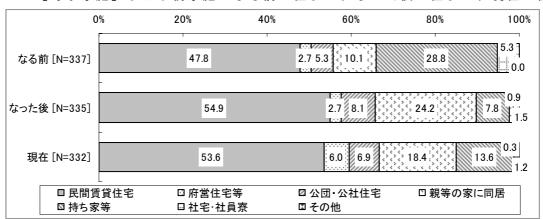
母子家庭が今後取得したい資格・技能を聞いたところ、何らかの資格・技能を回答した人の中では、「パソコン」の割合が最も高く 32.6%となっています。これに次いで、「医療事務」(14.9%)、「ケアマネージャー」(10.7%)、「介護福祉士」(10.1%)の順に高い割合となっており、パソコン以外では、医療福祉関係の資格・技能を取得したい人が多いことが分かります。また、「特になし」という人の割合も高く 31.7%となっています。



図表 12 【母子家庭】今後取得したい資格・技能

(4) 住まいの状況

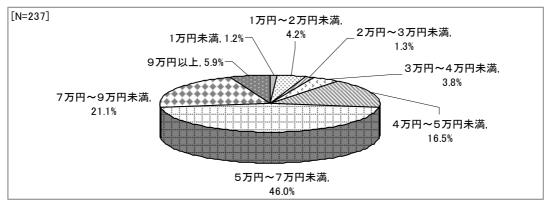
母子家庭において、ひとり親家庭になる前、なった後での、現在の住まいについてみると、いずれも、「民間賃貸住宅」の割合が最も高くなっています。それ以外についてみると、なる前では「持ち家等」の割合が高く 28.8%となっているのに対し、なった後、現在では「親等の家に同居」の割合が高くなり、なった後では 24.2%、現在では 18.4%となっています。ひとり親家庭になったことで、持ち家を出ることになり、子育てと仕事の両立や経済的な安定を図るために親等の家に同居する人がいることが推察されます。



図表 13 【母子家庭】ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい

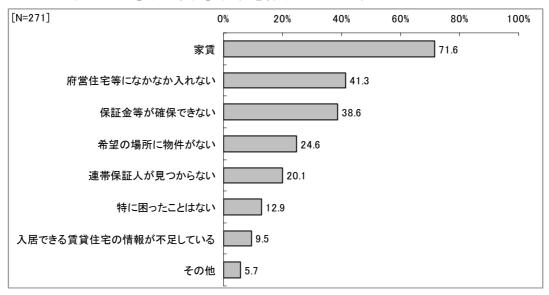
出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の1ヶ月の家賃をみると、「5万円~7万円未満」の割合が最も高く 46.0%、次いで、「7万円~9万円未満」(21.1%)、「4万円~5万円未満」(16.5%)の順に高い割合となっています。これらをあわせると、約8割の人の1ヶ月の家賃が4万円~9万円未満となっています。



図表 14 【母子家庭】1ヶ月の家賃

母子家庭の住居を探すときや入居のときの困りごととしては、「家賃」の割合が最も高く71.6%となっています。次いで、「府営住宅等になかなか入れない」(41.3%)、「保証金等が確保できない」(38.6%)の順に高い割合となっており、金銭面での困りごとを抱えている人が多いことが分かります。

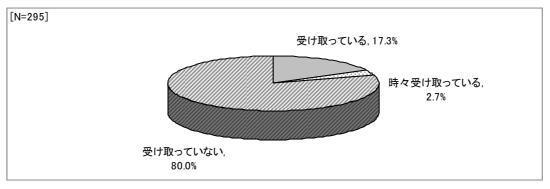


図表 15 【母子家庭】住居を探すときや入居のときの困りごと

出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

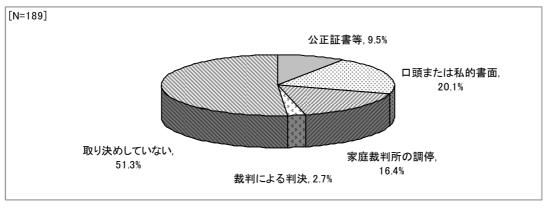
(5) 養育費について

母子家庭の養育費の受給経験をみると、「受け取っていない」という人の割合が最も高く80.0%となっています。一方、受け取っている人の割合は、「受け取っている」(17.3%)と「時々受け取っている」(2.7%)の割合をあわせても20.0%となっています。多くの人が養育費を受け取っていないことが分かります。また、養育費の合計月額の平均は、50,556円となっています。



図表 16 【母子家庭】養育費の受給経験

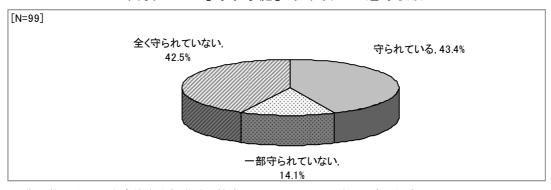
母子家庭の養育費についての取り決め方法をみると、「取り決めしていない」という人の割合が最も高く 51.3%となっています。取り決めている人の中でも、「ロ頭または私的書面」 (20.1%) という人の割合が最も高くなっています。養育費を受け取っていない人が多いのは、正式な書面に基づいて取り決めている人が少ないことが影響していると考えられます。



図表 17 【母子家庭】養育費についての取り決め方法

出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の養育費の取り決めの遵守状況については、「守られている」という人の割合は43.4%であるのに対し、守られていないという人の割合は、「全く守られていない」(42.5%)と「一部守られていない」(14.1%)をあわせると、56.6%となっています。守られていない人の方が多い実態となっています。

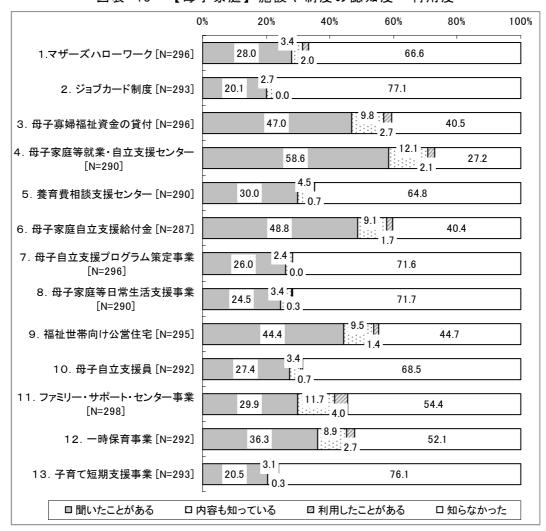


図表 18 【母子家庭】取り決めの遵守状況

(6) 施設や制度の認知度・利用度

ひとり親家庭等に関する施設や制度について、母子家庭の「聞いたことがある」「内容も知っている」「利用したことがある」の割合をあわせて認知度をみると、「3. 母子寡婦福祉資金の貸付」「4. 母子家庭等就業・自立支援センター」「6. 母子家庭自立支援給付金」「9. 福祉世帯向け公営住宅」で認知度が高く5.5~7割となっています。一方、「2. ジョブカード制度」「7. 母子自立支援プログラム策定事業」「8. 母子家庭等日常生活支援事業」「13. 子育て短期支援事業」では認知度が低く、2~3割となっています。

次に、「利用したことがある」の割合から利用度をみると、いずれの事業も5%未満となっています。中でも、認知度の低い、「2. ジョブカード制度」「7. 母子自立支援プログラム策定事業」「8. 母子家庭等日常生活支援事業」「13. 子育て短期支援事業」では、利用度も低く、0.0~0.3%となっています。「11. ファミリー・サポート・センター事業」は、比較的利用度が高くなっています。



図表 19 【母子家庭】施設や制度の認知度・利用度

一方、父子家庭では、全体的に「知らなかった」の割合が母子家庭に比べて高く、いずれの施設・制度においても、「知らなかった」の割合は、8割以上となっています。「聞いたことがある」「内容も知っている」「利用したことがある」の割合をあわせた認知度は、「6.母子家庭自立支援給付金」「12.一時保育事業」「13.子育て短期支援事業」で比較的高く、「2.ジョブカード制度」「7.母子自立支援プログラム策定事業」「8.母子家庭等日常生活支援事業」「10.母子自立支援員」で低くなっています。「利用したことがある」の割合から利用度をみると、いずれの事業も 0.0~2.0%となっています。父子家庭が対象とならない施設や制度もあるものの、全体的に利用が進んでいないといえます。



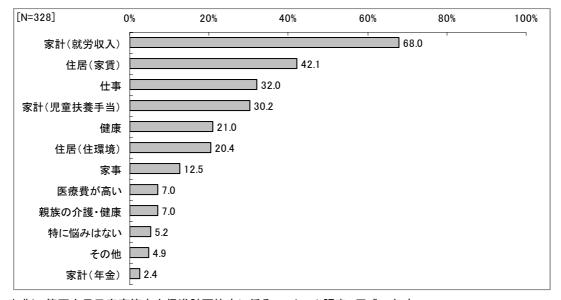
図表 20 【父子家庭】施設や制度の認知度・利用度

出典) 第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

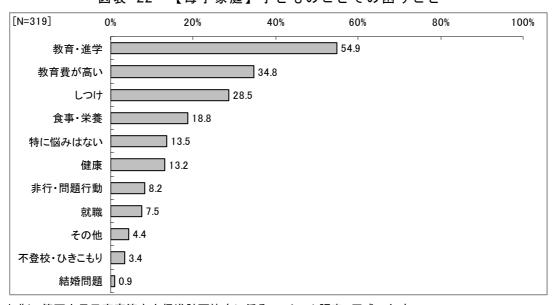
(7) 困りごと、相談先、望む支援策

母子家庭の母の困りごとをみると、「家計(就労収入)」の割合が最も高く 68.0%となっています。次いで、「住居(家賃)」(42.1%)、「仕事」(32.0%)、「家計(児童扶養手当)」(30.2%)の順に高くなっています。経済的なことが主な困りごとになっているといえます。

一方、子どものことでの困りごととしては、「教育・進学」の割合が最も高く 54.9%となっています。次いで、「教育費が高い」(34.8%)、「しつけ」(28.5%)の順に高くなっています。教育に関することが主な困りごとになっているといえます。



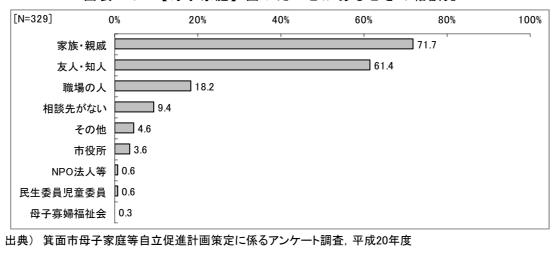
図表 21 【母子家庭】ご自身の困りごと



図表 22 【母子家庭】子どものことでの困りごと

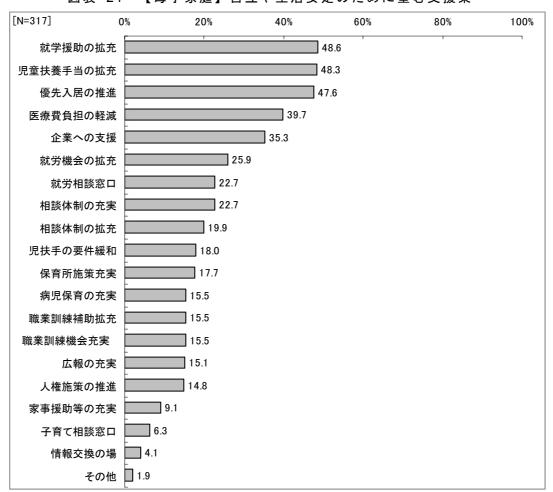
出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭で困ったことがあるときの相談先をみると、「家族・親戚」の割合が最も高く 71.7%、次いで、「友人・知人」の割合が高く 61.7%となっています。家族や親しい人に相談する人が多いことが分かります。一方で、「相談先がない」(9.4%)という人も約1割います。



図表 23 【母子家庭】困ったことがあるときの相談先

母子家庭が自立や生活安定のために望む支援策としては、「就学援助の拡充」(48.6%)、「児童扶養手当の拡充」(48.3%)、「優先入居の推進」(47.6%)の割合が高くなっています。全体的に経済的な安定を図るための支援策を望む人が多いことが分かります。



図表 24 【母子家庭】自立や生活安定のために望む支援策

2. ひとり親家庭等に関する事業の取り組み状況と課題

(1)情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭は、子育てをしながら、生計の維持という二重の負担を抱えながら、毎日の生活の中で、様々な問題に直面し、不安や心配事を抱えています。アンケート調査結果によると、母子家庭の生活上の悩みは、就労収入など家計のことが第1位で、2位が住居(家賃)、3位が仕事、ついで家計(児童扶養手当)となっています。子どものことについての悩みは、教育・進学のことが1位、2位が教育費が高いこと、3位がしつけ、ついで、食事・栄養となっています。何か問題に直面した時に、利用できる制度や社会的資源について情報を得ることはとても大切です。「みのお子育てガイドブック」には、子どもが生まれる前から、成人するまでの子育てに関する制度や福祉サービスについて情報提供をするとともに、ひとり親家庭等の利用できる制度もまとめて紹介し、あらゆる機会を通じて広く配布しています。

しかし、アンケート調査結果によると、制度の認知度はまだまだ低く、特に父子家庭においては、 母子家庭や寡婦家庭と比べてさらに低くなっています。このことから、ひとり親家庭に対する情報 提供をさらに充実させていく必要があります。

母子家庭に対しては、母子自立支援員による母子相談や、男女協働参画課による女性相談を行っています。母子相談件数は年々増加していますが、アンケート調査結果によると、母子相談を利用したことのある人は、きわめて低くなっています。母子家庭の困ったことがある時の相談相手として最も多かったのは、家族・親戚でした。ついで友人・知人となっています。その他を合わせ、何らかの相談先を持っている人が大半を占めていましたが、相談先が無いと回答した人も約1割いることから、身近な相談窓口があることを広く周知していくことが重要です。母子相談においては、生活全般に関わる総合的相談としての働きを担うとともに、子育てを含めた諸問題の解決に向けた、自立を支援するための重要な役割を担っています。一人ひとりの状況に応じた適切な情報提供を行っていくとともに、関係機関や専門機関等との連携を強化し、適切に支援機関等につなぐ等、相談体制の充実を図ることが必要です。

また、ひとり親家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、養育費の確保は重要です。しかし、アンケート調査結果によると、母子家庭では養育費を受け取っていない人が大半を占めています。その背景として、「相手に支払う能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」等の理由から養育費について取り決めていないことや、取り決めていても遵守されていないということがあります。養育費の支払いは別れて暮らす親としての当然の義務であるという認識がまだ浸透していないことも考えられることから、養育費の支払いについて社会的機運を高めていくことが必要です。養育費に関する情報提供に努めるとともに、関係機関・関係団体との連携強化を図り、養育費確保に向けた支援が必要です。

(2) 就業による自立に向けた支援

アンケート調査結果によると、ひとり親の約9割の人が就業しています。しかし、母子家庭がひとり親になる前は、働いていなかった人の割合が約4割であることから、結婚や出産等により、一旦は離職したが、ひとり親となってから、改めて働き始めた人も少なくないことが分かります。そして、母子家庭の現在の仕事の勤続年数は、1~3年未満が最も多く、半数以上が3年未満であることから、転職経験者が多いことが伺えます。雇用形態は、パート・アルバイトが約半数を占め、約7.5割の就労収入が200万円未満であることから、多くの人は非正規雇用で、就労収入が低いことが分かります。

父子家庭においても、ひとり親になる前となった後では、「正社員」「自営」の割合が減少して おり、このことが就労収入に影響していることが考えられます。

母子家庭の就業支援として、平成 21 年度から母子自立支援プログラム策定事業を実施しています。一人ひとりの状況に応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携を図り、就業のサポートを行っています。現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就業が厳しい状況となっていることを踏まえ、さらに事業の充実を図る必要があります。

アンケート調査結果によると、母子家庭が就業のため取得したい資格・技能は、パソコンが最も多く、ついで、医療事務となっています。商工観光課では、就職困難者に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労相談やパソコン講座等の職業能力開発講座を実施しています。母子家庭の母の多くは、就業経験が少なかったり、結婚や出産等によって就業が中断していることが多く、子育ての問題が重なって、就職・再就職が困難になっていることがありますので、相談体制の充実やきめ細かな支援を図ることが必要です。

また、母子家庭の母に対し、就業に結びつきやすい資格取得を支援するため、自立支援給付金事業や、高等技能訓練促進費事業を実施しています。今後もより一層の活用を図り、資格を活かした就業に結びつき、経済的な自立に向けた支援を行っていく必要があります。

(3)子育て支援、生活支援

アンケート調査結果によると、母子家庭の母の年齢層は、40歳~44歳が最も多く、ついで、35歳~39歳となっています。また、子どもの状況は、小学生が一番多く約半数、ついで、高校・高専約4割、中学生約3割、小学校入学前約2.5割となっており、様々な成長過程の子どもを子育て中であることが分かります。また、母子家庭のひとり親になってからの年数をみると、1年~5年未満が約4割、5年~10年未満が約3割であることから、ひとり親になった直後は、子どもの年齢が就学前や、小学生であることが多いことから、働きながら子育てする上で、欠かせない保育所や学童保育等は大変重要な役割を果たします。引き続き、各種保育サービスの充実やファミリーサポート等の子育て支援事業の充実を図る必要があります。

ひとり親家庭の親が、仕事と家事・育児の両立を図れるよう、仕事の都合や病気で家事・育児が 困難な場合に、ホームヘルパーを派遣する事業を実施しています。

また、18歳未満の児童を養育している母が、様々な事情により児童の養育が困難な場合に、母子で入所できる母子生活支援施設への円滑な入所に努め、入所家庭の早期自立に向けた支援を行っています。今後も、安心して子育てと仕事が両立できるよう、各種制度について周知を図ることが必要です。

生活の基盤となる住まいについては、アンケート調査結果によると、母子家庭ではひとり親になる前では「持ち家」の割合は約3割ですが、なった後では1割未満に減っています。また、「親等の家に同居」の割合は、なる前は約1割ですが、なった後は約2.5割に増えています。現在は、5割以上の人は民間賃貸住宅に居住しており、家賃で困ったことのある人は約7割となっています。特にひとり親家庭になった直後は住居の確保が欠かせません。安価な家賃で住める公営住宅等への入居を求める人が多い中、なかなか入居できないことは、ひとり親家庭の生活の安定にとって、大きな課題となっています。引き続き、公営住宅の募集に関する情報提供に努めるとともに、母子家庭に対する公営住宅への優先的な入居を推進する必要があります。

(4) 生活の安定を図る支援

ひとり親家庭において、子どもを養育するための生活基盤を整えるため、様々な経済的支援を行っています。児童扶養手当等の支給、医療費の助成のほか、就学援助、各種減免事業等を行っています。特に母子家庭においては、児童扶養手当は生活を支えていく大きな収入源となっています。また、家計の厳しい状況で進学をあきらめることのないよう奨学金の貸付等各種貸付事業を行い、様々な場面で、生活の安定を図る支援を行うことが必要です。

(5)人権尊重の社会づくり

私たちは、子どもも大人も、一人ひとりが尊重され、幸せに生きていく社会を築いていく必要があります。そのため、ひとり親家庭であることで差別されることなく、自分らしく生活基盤を形成し、安心して子育てできる環境を整備することが欠かせません。

ひとり親家庭が社会を構成する多様な家族形態の1つとして尊重され、その人権が侵害されることのないよう、自分らしくその個性や、意欲、能力を活かしながら自己実現できる社会をめざし、 人権教育・人権啓発活動の推進を図ることが必要です。